

I 加工再輸入減税制度の概要

1. 制度の概要等

(1) 概要

本制度は、関税面から国際水平分業に資するため、我が国から輸出された特定の原材料が外国で加工又は組み立てられた後、原則として1年以内に特定の製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち原材料相当部分の関税を軽減するものである。

(2) 経緯

① 本制度は、昭和44年度に5品目を対象として創設され、以来、数次にわたる整理、拡大を経た後、昭和63年度に機械類全般（関税率表第84類～第92類）へ拡大された。

② 平成元年には、我が国の国内産業事情等を勘案して、繊維製品のうちニット製品を除いた比較的国际競争力のある織物製衣類（関税率表第62類）が対象品目に追加された。

この際、国内産業への影響、原材料と製品との物理的同一性の確認の可能性等の観点から踏まえ、原材料については、そのまま組立工程に投入できる形状に裁断されている織物に限定し、作業工程については、原材料の裁断・分離、染色工程、レース加工、ししゅう、合成樹脂等の塗布等は減税対象とせず、裁断された布地の縫製又は接着及びボタン等附属品の取り付けが減税の対象とされた。

③ 平成6年度には、国際分業の進展を通じて我が国の重要な政策課題の一つである製品輸入の拡大を図るという観点から、国内中小企業への影響も配慮しつつ、可能な範囲での対象品目の拡大や海外での加工制限の緩和が図られた。

④ 平成8年度には、減税額の計算方法の簡素化及び輸出原材料の対象品目の拡大が、平成9年度には、これまで海外での加工制限の対象であった「ししゅう加工」が撤廃された。

⑤ 平成11年度には、輸出原材料の対象品目の拡大及び「レース」に関する加工制限の撤廃が行われた。

⑥ 平成12年度には、革製品（関税率表第42.02項のうち外面が革製のもの等）が対象品目として追加された。

⑦ 平成14年度には、ニット製衣類（関税率表第61類）が対象品目として追加される一方、実績がほとんどなく、今後の利用見込みのない機械類（関税率表第85類、第87類、第90類及び第91類）が対象品目から削除された。

また、繊維製品等に係る海外ストック取引（注）についても本制度の適用を可能とするため、原材料輸出手続の緩和（原材料輸出時における委託加工に係る契約書等の提出を不要とする（関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書）。）等が行われた。

（注）海外ストック取引とは、原材料を海外の加工地へ輸出してストックしておき、委託加工契約が成立次第、当該原材料を使用して加工を行う形態。

⑧ 平成15年度には、革製履物の甲（関税率表第6406.10号の1）が対象品目に追加された。

⑨ 平成16年度には、繊維製品に対する輸出原材料に紙製小袋（衣類を包装するためのもの、関税率表第4819.40号）、紙製ハンガー（関税率表第4823.90号の2）、紙製転写プリント（関税率表第4908.90号）、安全ピン（関税率表第7319.20号、第7419.

99号)が追加された。

- ⑩ 平成17年度には、革製の自動車用腰掛けの部分品(関税率表第9401.90号の1)が対象品目に追加された。
- ⑪ 平成18年度には、本制度についても特例申告の適用が可能とされた。
- ⑫ 平成20年度には、革製品に対する輸出原材料の対象品目が拡大された。
- ⑬ 平成23年度には、革等の委託加工にかかる輸出承認が平成23年11月14日以降に輸出されるものについて不要となった。また、平成24年1月1日より、2012年HS改正を踏まえ関税率表及び統計品目表が改正されたことから、関税暫定措置法施行令に規定する輸出原材料の関税率表番号が一部改正された。(「第7319.20号」→「第7319.40号に掲げる物品のうち安全ピン」、「第6406.91号又は第6406.99号」→「第6406.90号」)
- ⑭ 平成25年度には、AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入申告について、提出書類の簡素化が図られた。
- ⑮ 平成29年度には、カーシートレザー(関税率表第9401.90号の1)が対象製品から除外された。

また、加工・組立輸出貨物確認申告書に同一性の確認に必要な事項(生地の規格等)が記載されている場合には、(再輸入確認のための措置として輸出申告の際に提出を求めている)生地見本の提出を省略可能とする手続の簡素化が図られた。

- ⑯ 令和5年度には、プラスチック製ハンガーの分類変更(関税率表第3926.90号(その他のプラスチック製品)から第3924.90号(プラスチック製の家庭用品等))に伴い、引き続きプラスチック製ハンガーを輸出原材料の対象とする関税暫定措置法施行令の改正がなされた。
また、再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書(その添付書類を含む。)で行うこととした。

2. 本制度が適用される輸出原材料

(1) 本制度が適用される具体的な輸出原材料（関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第20条第1項、第3項及び第5項）

次の関税率表番号に該当する物品であること。

① 革製品（関税暫定措置法（以下「法」という。）第8条第1項第1号）

関税率表番号	主な品名
第3924.90号	プラスチック製ハンガー
第3926.20号	プラスチック製衣類附属品
第3926.90号	その他のプラスチック製品
第40.15項	ゴム製衣類附属品
第41.04項	牛又は馬類の動物のなめした皮
第41.05項	羊のなめした皮
第41.06項	その他の動物のなめした皮
第41.07項	牛又は馬類の動物の革
第41.12項	羊革
第41.13項	その他の動物の革
第41.14項	シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッド レザー並びにメタライズドレザー
第42.03項	革製又はコンポジションレザー製の衣類及び衣類附属品
第4205.00号の2	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
第43.04項	人造毛皮及びその製品
第4908.90号	紙製転写プリント
第50.04項（縫糸に限る。）	絹糸
第50.07項	絹織物
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.04項	綿製の縫糸（第11部注5）
第52.08項～第52.12項	綿織物
第53.09項～第53.11項	麻織物等
第54.01項	人造繊維の長繊維の縫糸（第11部注5）
第54.07項～第54.08項	人造繊維の長繊維の織物
第55.08項	人造繊維の短繊維の縫糸（第11部注5）
第55.12項～第55.16項	人造繊維の短繊維の織物
第56類	不織布等
第58類	パイル織物、レース、ししゅう布
第59類	塗布、被覆、積層した織物
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	編物製衣類及び衣類附属品
第62類	織物製衣類及び衣類附属品
第7319.40号	安全ピン

<p>(安全ピンに限る。)</p> <p>第7326.20号</p> <p>第7419.80号(ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。)</p> <p>第83.08項</p> <p>第96.06項～第96.07項</p> <p>第3923.21号、第3923.29号、第4819.40号、第4821.10号、第4823.90号に掲げる物品であって包装に使用するもの</p>	<p>ブラジャーのワイヤー</p> <p>安全ピン</p> <p>フック、アイ</p> <p>ボタン、ファスナー</p> <p>包装用袋(ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品にとりつける紙製ラベル、衣類上衣の台紙(特定の形状に切ったもの)</p>
--	---

② 繊維製品等(法第8条第1項第2号)

関税率表番号	主な品名
第3924.90号	プラスチック製ハンガー
第3926.20号	プラスチック製衣類附属品
第3926.90号	その他のプラスチック製品
第40.15項	ゴム製衣類附属品
第4203.40号	革製のその他の衣類附属品(レザーパッチを含む。)
第4823.90号の2	紙製ハンガー
第4908.90号	紙製転写プリント
第50.04項(縫糸に限る。)	絹糸
第50.07項	絹織物
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.04項	綿製の縫糸(第11部注5)
第52.08項～第52.12項	綿織物
第53.09項～第53.11項	麻織物等
第54.01項	人造繊維の長繊維の縫糸(第11部注5)
第54.07項～第54.08項	人造繊維の長繊維の織物
第55.08項	人造繊維の短繊維の縫糸(第11部注5)
第55.12項～第55.16項	人造繊維の短繊維の織物
第56類	不織布等
第57類	じゅうたん

第58類	パイル織物、レース、ししゅう布
第59類	塗布、被覆、積層した織物
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	編物製衣類及び衣類附属品
第62類	織物製衣類及び衣類附属品
第63類	リネン、インテリア製品
第7319.40号 (安全ピンに限る。)	安全ピン
第7326.20号	ブラジャーのワイヤー
第7419.80号(ワイヤク ロス(ワイヤエンドレスバン ドを含む。)、ワイヤグリル 及び網(銅の線から製造した ものに限る。)、銅製のエキ スパンデッドメタル、銅製の ばね並びに銅製の鎖及びその 部分品を除く。)	安全ピン
第83.08項	フック、アイ
第96.06項～第96.07項	ボタン、ファスナー
第3923.21号、第3923. 29号、第4819.40号、第4 821.10号、第4823.90 号に掲げる物品であって包装に 使用するもの	包装用袋(ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品にと りつける紙製ラベル、衣類上衣の台紙(特定の形状に切ったも の)

③ 革製履物の甲(法第8条第1項第3号)

関税率表番号	主な品名
第39.21項	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく等
第41.07項	牛又は馬類の動物の革
第41.12項	羊革
第41.13項	その他の動物の革
第41.14項	シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッド レザー並びにメタライズドレザー
第4205.00号の2	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
第43.02項	なめし又は仕上げた毛皮
第43.04項	人造毛皮及びその製品
第50.04項(縫糸に限る。)	絹糸
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.08項～第52.12項	綿織物

第54.01項	人造繊維の長繊維の縫糸（第11部注5）
第54.07項～第54.08項	人造繊維の長繊維の織物
第55.08項	人造繊維の短繊維の縫糸（第11部注5）
第55.12項～第55.16項	人造繊維の短繊維の織物
第56.01項	紡織用繊維のウォッディング及びその製品
第56.02項	フェルト
第56.03項	不織布
第56.09項	糸、ひも、綱又はケーブルの製品
第6406.10号	革靴の甲及びその部分品
第6406.90号	靴のその他の部分品（本底及びかかと以外のもの）
第83.08項	フック、アイ
第96.06項～第96.07項	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー、プレススタッド及びスライドファスナー等並びにその部分品

(2) 減税計算の基礎となる輸出原材料の範囲（関税暫定措置法基本通達（以下「基本通達」という。）8-8）

① 要件

減税額算定の基礎となる輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第22条第1項《加工又は組立用貨物の輸出の手続》に規定する税関長の確認を受けたものであって、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることが必要である。

② 減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めるもの

本邦から輸出された貨物のうち、次に掲げる貨物は、減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めて取り扱って差し支えない。

イ 製品の加工又は組立ての際に生ずる製造ロスに相当する部分。

ロ 加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び製品の製造段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、製造ロスに準じて取り扱う。なお、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱う。

ハ 製品の加工又は組立ての際に生じる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。

ニ 製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品であって、再生が困難等のため全く無価値に等しいものは、無価値に等しいさ細な副産物に該当するものとして取り扱う。

ホ 消耗品のうち、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるもの。

③ 減税額計算の基礎となる輸出原材料に含まれないもの

本邦から輸出された貨物のうち、次に掲げる貨物は、輸出原材料に含めない。

イ 消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。（ただし、上記②ホに該当する消耗品を除く。）

ロ 製品の加工又は組立ての際に生じる副産物に見合う部分。

3. 本制度が適用される輸入製品

加工又は組立てのため、令和8年3月31日までに本邦から輸出された特定の貨物を原料又は材料とした製品で、原材料の輸出の許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、1年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの。

(1) 本制度が適用される具体的な輸入製品名（法第8条第1項第1号～第3号）

次の関税率表番号に掲げる製品であること。

関税暫定措置法 第8条第1項	関税率表番号	主な品名
第1号 (革製品)	第42.02項のうち 外面が革製又はコンポジション レザー製のもの 第42.03項のうち 野球用グローブ及びミット以外 のもの	旅行用バッグ、リュックサック、ハンド バッグ、財布等 革製又はコンポジションレザー製の衣類 及び衣類附属品等
第2号 (繊維製品)	第57類 第61類 第62類 第63類	じゅうたん、その他の床用敷物 編物製衣類、衣類附属品 織物製衣類、衣類附属品 カーテンその他の繊維製品
第3号 (革製履物の甲)	第6406.10号の1のうち 履物の甲（革製及び毛皮を使 用したものとし、本底以外の 底に取り付けてあるかないか を問わない）	革製履物の甲

(2) 本制度が適用される製品の範囲（基本通達8-2）

本制度の適用を受けるため、本邦から輸出された貨物のみを原材料とする製品に限らず、当該貨物のほか、例えば、現地等で調達したボタン、ファスナー等を原材料とする製品も含まれる（ただし、減税の対象となる原材料は税関の確認を受けて本邦から輸出された特定のものに限られる）。

(3) 本制度が適用されない製品

- ① 関税定率法別表に定める税率が無税とされているもの。（法第8条第1項本文かつこ書）
- ② 特恵関税の適用を受ける物品。（法第8条第2項）なお、一申告で複数欄申告となる場合において、特恵税率を適用していない欄については、本制度の適用は可能である。

(4) 「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲（基本通達8-9）

「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲は、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含む）の責任によらない

事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいう。

4. 加工制限（認められない加工）

外国で本邦から輸出された貨物（以下「原材料貨物」という。）に次の加工を行った場合には、本制度を適用することはできない（**令第20条第2項、第4項及び第6項**）。ただし、下記①ロ及びハ、②、並びに③ロ及びハに掲げる加工においては、製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。

① 革製品

イ 原材料貨物をなめすこと

ロ 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染みこませ、塗布し、被覆し、又は積層すること

ハ 型押し、やすりがけその他の物理的手段（注）により原材料貨物の表面に変更を加えること
（注）「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しぼ付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。（**基本通達8-3(3)**）以下同じ。

ニ 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること

ホ 毛皮（人造毛皮を除く）を原料又は材料として使用すること

② 繊維製品

原材料貨物にプラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層すること

③ 革製履物の甲

イ 原材料貨物をなめすこと

ロ 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること

ハ 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること

ニ 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること

5. 減税額の算定方法

(1) 減税額

製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により、輸入されるものとした場合の課税価格相当価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額。(法第8条第1項、令第21条)

① 通常の場合の減税額(基本通達8-7(1))

$$\text{減税額} = \text{製品の関税額} \times \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格}}{\text{製品の課税価格}}$$

② 輸出原材料が関税定率法第14条第10号ただし書《再輸入免税の適用除外》に規定する貨物等に該当する場合の算定は次による。(基本通達8-7(1)ただし書)

$$\text{減税額} = \text{製品の関税額} \times \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格} - \text{輸入貨物の課税価格}}{\text{製品の課税価格}}$$

(2) 製品の課税価格(基本通達8-6)

製品の課税価格は次の算式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{① (輸出原材料のFOB価格)} \\ & + \text{② (輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料)} \\ & + \text{③ (加工又は組立費用)} \\ & + \text{④ (製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料)} \\ & \hline & \text{合計} = \text{製品の課税価格} \end{aligned}$$

① 輸出原材料のFOB価格(基本通達8-6(1))

本邦からの輸出時のFOB価格(円貨表示)とし、原則として関税法施行令第59条の2第2項《申告すべき価格》に規定する輸出申告書に記載すべきFOB価格とする。

イ 無償の輸出原材料

無償の輸出原材料は、当該輸出原材料が有償で輸出されるものとした場合の価格による。

この価格は、一般には同種又は類似の貨物について有償取引が判明するときは、これに基づくこととする。

これにより難しい場合には、当該輸出原材料の製造価格(通常的一般管理費及び利潤を含む。)に船積みまでに要する費用等を加えて計算する。

ロ 副産物が生じた場合

製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合は、輸出時のFOB価格から当該副産物の価格のうち、輸出原材料相当額を差し引いた価格とする。(基本通達8-6(1)なお書)

$$\text{輸出原材料のFOB価格} = \text{輸出原材料のFOB価格} - \frac{\text{副産物の価格のうち}}{\text{輸出原材料相当額}}$$

② 輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料

イ 輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料の額は、現実に要した費用をもとにして計算する。（基本通達 8-6、関税定率法第 4 条）

ロ 陸揚港における船卸しの費用その他加工・組立国における国内輸送費用等を含めない。（基本通達 8-6（2））

ハ 航空運賃には取卸しの費用等も含まれているのが通常であるが、特に当該費用等を算定し控除することなく、便宜、当該航空運賃を採用して差し支えない。（基本通達 8-6（2）ただし書）

ニ 航空機により輸送される輸出原材料が加工・組立国において国内航空線の航空機に積み替えられる場合の航空運賃は、その積替えが行われる空港までの運賃とする。（基本通達 8-6（2）なお書）

③ 加工又は組立費用（基本通達 8-6（3））

加工又は組立費用として実際に支払われる額のほか、次のものを含む。

イ 製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合には、当該副産物の価格のうち輸出原材料相当額。

（イ）価値のある副産物が生じ、これが加工業者に無償供与された場合には、加工費用に上乗せさせる。

（ロ）端切れでも再利用する場合は、副産物になる。

ロ 製品の加工又は組立ての際に輸出原材料以外の貨物が使用される場合には、当該貨物の価格

ハ 加工（組立）国における輸出原材料の船卸しの費用及び工場までの搬入費用、並びに製品の船積みまでに要した運賃等の諸費用

④ 製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料（基本通達 8-6、関税定率法第 4 条）

製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料の額は、現実に要した費用をもとにして計算する。

（3）輸出原材料の課税価格相当価格

輸出原材料に係る本邦の輸出港における本船甲板渡価格（航空機によって輸出される貨物についてはこれに準ずる価格。また、無償で輸出する貨物については、当該貨物が有償で輸出されたものとした場合の価格）に 1.06 を乗じた価格をいう。（基本通達 8-7（1）イ）

① 副産物を生じない場合の課税価格相当価格（基本通達 8-7（2）イ）

輸出原材料の課税価格相当価格 = 輸出原材料の FOB 価格 × 1.06

② 副産物（商品価値を有するもの）を生じる場合の課税価格相当価格（基本通達 8-7（2）

ロ）

輸出原材料の課税価格相当価格

= 輸出原材料の FOB 価格

× 1.06

－ 副産物の原材料価格（副産物の価格のうちの輸出原材料相当額）